

# 月報私学

2021

1

VOL.277



熊本学園は、「師弟同行」<sup>かつたつ</sup>、「自由闊達」、「全学一家」の建学の精神を礎に地域とともに78年の歴史と伝統を育んできました。海外で活躍できる若い人材の育成を目標に始まった教育は、熊本学園大学、付属高等学校、附属中学校、付属敬愛幼稚園を擁する学校法人として、その精神を受け継いでいます。写真は2019年3月に竣工した「新1号館 みらい」です。

写真提供 学校法人 熊本学園（熊本県熊本市）

## CONTENTS

- 年頭所感 ..... 2
- 経営実務Q&A ..... 3
- 生徒の“好き”や“なりたい”興味や目的から大学を選べる 大学ポートレート(私学版)のご案内 ..... 4
- マイナンバーカードの加入者証(健康保険証)利用及び加入者証等の取り扱い/  
日本国籍を有しない人に対する脱退一時金制度の見直し ..... 6
- 令和元年度 特定健康診査等の実施結果及び結果データ提出のお願い ..... 7
- 退職時の手続き—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業— ..... 8
- 口座振替・口座送金にご協力ください/「退職者向けリーフレット」の送付/  
様式用紙等の請求方法 ..... 12
- 令和2年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します/  
お近くの共済業務課をご利用ください ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 ..... 16

# 年頭感



## 年頭にあたり私学の大きな役割を思う

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清家 篤

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年は、未曾有の豪雨などの自然災害や世界的なパンデミックの猛威により、多難な一年でありました。その直接の被害を受けられた方、またその結果として経済的な困窮をきたすことになられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

こうした自然の災害だけでなく、少子高齢化といった構造変化も進展しつつあります。日本私立学校振興・共済事業団は、そうした不確実な時代にこそ、皆様に安心をもたらす使命を担っていると考えております。

現在の危機を克服し、さらにその先の将来に向かって社会を維持、進歩させていくのは人材の力以外にありません。政府はすでに消費税を財源として、幼児教育の無償化や大学等の修学支援を開始しました。これは、高齢化や第4次産業革命などの進む構造変化の時代に、人材の育成こそ日本の将来を左右するものという認識に基づくものです。

本事業団においても、**助成業務**としての①補助事業では、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上、地域への貢献及び研究力の強化等に取り組む私立大学等に対する支援を強化していきます。

②貸付事業では、私立学校施設の耐震化を促進するため、国の利子助成制度を活用して、校舎・園舎の建替事業や耐震補強工事などに対する融資を進めています。

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営力の強化や教育条件の改善を図る取り組みへの支援として、現状分析や経営課題の把握、経営改革等に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校の特色や具体的に実践している優れた教育改革等に関する取り組みの情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、大学ポータル（私学版）をはじめホームページ、刊行物等で提供しています。

④寄付金事業では、若手・女性研究者奨励金を創設し、未来を担う若手・女性研究者の育成を図っています。また、寄付促進を図るために「私立学校寄付金ポータルサイト」では、学校法人がどのような寄付金募集をしているか分かるよう、情報を提供しています。

⑤減免資金交付事業では、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、昨年4月から私立大学等が学生等に対して行う授業料等の減免費用に要した資金を大学等に交付しています。

**共済業務**においては、①短期給付事業では、令和2年7月豪雨により被災された加入者等の皆様が、災害見舞金等の支給及び特例災害貸付を速やかに受けられるよう、特例措置を実施しました。

②年金等給付事業では、退職等年金給付掛金について、2年9月分以降、本来の掛金率1・50%から0・3ポイント引き下げた1・20%をもって算定し、掛金等の負担軽減を図りました。また、年金制度については、働き方の多様化が進む中、制度の支え手を増やすことや、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることなどを目的とした改正法が公布されました。今後、本事業

団においても施行に向けて準備を進めてまいります。③福祉事業では、人間ドック利用費用補助事業において、加入者の健康意識の高まりやその必要性を考慮し、2年度に1回の補助を年度内1回の補助に見直し、本年4月から実施します。

その他、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、各種書類の提出期限の延長、掛金等の納付猶予などを行いました。なお、加入者証の発行や給付金の審査決定等について、通常よりも時間を要することになりましたが、皆様にはご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

大きな変化の時代を迎えた今、社会の持続可能性は、その中にどれほど多様性を包摂できるかに依存します。その意味で、私立学校それぞれ固有の建学理念に従った、自主独立の教育・研究が、社会に知的多様性をもたらすことの意義はますます大きなものとなっています。

本事業団の助成、共済業務は、そうした私立学校の自主独立を守り、発展させることを目的としています。そのためには本事業団も自主独立でなければなりません。本事業団がその運営に要する財源を、学校法人への

資金貸付の利子収入と、加入者等からの掛金等のみに求めているのもそのためです。全国の私立学校、私立学校教職員に支えていただきながら、本年も私立学校の振興と、私立学校教職員の福利厚生向上のために、私どもも職員一同努力してまいります。皆様におかれましては、本年も、日本私立学校振興・共済事業団の業務にご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 経営実務 Q&A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ&A形式でまとめましたので、ご参照ください

## 〈新型コロナウイルス感染症に

### かかる会計処理〉

#### 学生への給付金

**Q1** 新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン環境整備費として全学生に一律5万円を支給しました。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。また、部門計上は学校法人部門と各部門・学部のとちらでしょうか。

**A1** 新型コロナウイルス感染症の影響で、当初予定していなかった支出が生じている法人が多く見受けられます。今回の支出は、学生が従来学内で受けられた教育を、場所を変えても受けられるようにするものであるため、「(大科目) 教育研究経費(支出)」、「(小科目) 奨学費(支出)」などが妥当です。また、昭和55年11月4日文管企第250号「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」で定められている学校法人部門に計上する支出に当てはまらないことから、各部門・学部に計上するのが妥当です。

助成業務

#### 動画配信用ソフトウェア

**Q2** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の対応として、遠隔授業を行うに当たり、動画配信用ソフトウェアを導入します。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

**A2** 教育研究用ソフトウェアは、将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められない場合が多く、その場合は資産計上するのではなく、経費として処理します。今回の支出は、学生が従来学内で受けられた教育を、場所を変えても受けられるようにするため、「(大科目) 教育研究経費(支出)」、「(小科目) 消耗品費(支出)」などが考えられます。

#### パソコンの貸与

**Q3** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の対応として、希望する学生にパソコンを貸与することにしました。パソコンの利用料として学生から半期で1万円徴収する場合、会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

**A3** 法人が所有する資産の賃貸による収入であるため、「(大科目) 雑収入」、「(小科目) 施設設備利用料(収入)」などが考えられます。

#### 学内ワークスタディ

**Q4** 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した学生を、学内の図書館でアルバイトとして雇い、賃金を支給します。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

**A4** 学校と雇用関係にあり賃金を支払っているのであれば、奨学費には当てはまりません。「(大科目) 人件費(支出)」、「(小科目) 職員人件費(支出)」などが妥当です。

#### 国からの助成金

**Q5** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の対応として、小学生の子どもがいる職員が数日間休み、厚生労働省の小学校休業等対応助成金が交付されました。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

**A5** 小学校休業等対応助成金とは、令和2年2月27日から3年2月末(予定)までに①臨時休校した小学校等に通う子ども、②感染した子ども等、小学校等を休む必要がある子どもがいる従業員に対して、事業所が労働基準法で定

められている以外の有給休暇を取得させた場合、支払った賃金相当額を助成するものです。「(大科目) 補助金収入／経常費等補助金」、「(小科目) 国庫補助金(収入)」などが妥当です。また、経常費補助金と区別するために、個別の小科目を設けることもできます(学校法人会計基準別表第一及び第二注)1、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができます。

#### 地方自治体からの助成金

**Q6** 新型コロナウイルス感染症に関して大学が地方自治体の休業要請に応じた場合、地方自治体から支援金5万円が交付されることになりました。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

**A6** 都道府県や市区町村により、新型コロナウイルス感染症にかかるさまざまな名称の補助金・助成金があります。支援金の名目のみならず、財源がどこから支出されるかに注視して「(大科目) 補助金収入／経常費等補助金」(小科目) 地方公共団体補助金(収入)などが妥当です。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3)2330-7846〜7848

Eメール center@shingaku.go.jp

## 大学ポートレート（私学版）おすすめ検索&活用術

「大学ポートレート（私学版）」には、「目的別」、「フリーワード」の2種類の検索方法があります。それぞれ以下のように学校や学部を検索できますので、ご活用ください。

 **目的から**  
大学・短期大学を調べる

 **フリーワードで**  
大学・短期大学を調べる

**“学校名”や“学部名”で探せる**  
興味・関心のある学校名、学部名を入力して検索できます。

なりたい**“職業名”**で検索してみる

**“学問領域”や“学問の詳細”**で探せる  
人文科学、社会科学、工学系など10の学問領域、日本文学、経済学、情報工学・コンピューターなど107の学問の詳細から、興味・関心のある学問領域、学問の詳細を選択して検索できます。

フリーワード検索後に、**さらに絞り込んでみる**  
検索結果に対して、さらに「特色」、「学び」、「学生生活支援」、「進路・就職情報」、「様々な取組」、「学費・経済的支援」、「学生情報」、「教員情報」、「基本情報」で絞り込めます。

**“取得可能な資格”**で探せる  
教員免許、看護師、社会福祉士など96の資格から、興味・関心のある資格を選択して検索できます。

**“興味のあること”**で検索してみる

**“都道府県”&“地域別”**で探せる  
選択した都道府県・地域にある学校や学部で検索できます。

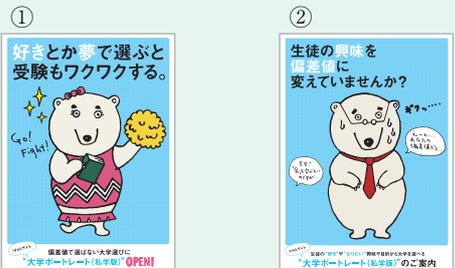
**“高等教育の修学支援新制度”**  
**“学費減免”“学費補助”**で検索してみる

 **用語辞典**  
**“建学の精神”**など**用語の意味**も調べることができる

**“バリアフリー”“ノートテイク”**で検索してみる

### ◆リーフレットのご案内

「大学ポートレート（私学版）」のご利用にあたり、リーフレットを作成しています。送付も可能ですので、配付をご検討の際には、問い合わせ先までご連絡ください。



- ① 高校生・保護者向け（全2頁）  
[https://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_leaflet.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf)
- ② 進路指導のご担当者向け（全4頁）  
[https://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_pamphlet.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf)

### 進路選択支援ツールとしてご活用ください

「大学ポートレート（私学版）」は、私学事業団が運営していますので、安心してご利用いただけます。全国の私立大学・短期大学の情報が容易に入手できますので、進路選択支援やキャリア教育にぜひご活用ください。



**問い合わせ先**（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(3230)7852～7854  
Eメール portrait@shigaku.go.jp

## 生徒の“好き”や“なりたい”興味や目的から大学を選べる 大学ポートレート(私学版)のご案内

先生から自分の好きな学びがある大学や、なりたい職業を目指せる大学・学部を教えてもらえたら、それは生徒にとってすごく幸せなことです。しかし、日本全国には私立の大学・短期大学が900校以上もあり、各学校の特色や魅力を知って生徒にアドバイスするのは非常に難しいのが現状です。

そこで、Webサイト「大学ポートレート(私学版)」(<https://up-j.shigaku.go.jp/>)を生徒と一緒にご活用ください。「好きなこと」や「なりたい職業」などの興味や目的で検索すれば、今まで知らなかった大学・短期大学と出会えます。



### 特長

- ・参加する大学・短期大学が**自ら入力**した信頼できる情報です。
- ・**会員登録は不要**です。
- ・**876校**(令和2年12月現在)の情報が掲載されています。
- ・学校名や学校所在地のほか、**学問領域**、**取得可能な資格**等から検索できます。
- ・興味や職業などの**フリーワード**で検索できます。

各大学のページでは、8つの切り口から**大学選びに参考となる情報**を掲載しています。



本学の特色	「建学の精神」と大学の強みを特色として紹介しています	本学の学び	カリキュラム内容、学びの支援、学修評価などを紹介しています
学生生活支援	学費負担などの経済的支援、課外活動などを紹介しています	進路・就職情報	就職支援、就職先、国家資格受験資格などを紹介しています
様々な取組	留学支援、研究活動、社会貢献活動などを紹介しています	学生情報	入学者数、在籍者数、外国人留学生数などを紹介しています
教員情報	教員組織、教員数、外国人教員数を紹介しています	基本情報	所在地、学部一覧、キャンパス施設などを紹介しています

更に学部ページで上記と同じ切り口の情報などを掲載。  
大学や学部を深く知ることができます。



学費・経済的支援  
(学部ページに掲載)

学費負担の軽減や奨学金、授業料等の減免などを紹介しています

# マイナンバーカードの加入者証（健康保険証） 利用及び加入者証等の取り扱い

企画室

## マイナンバーカードの 健康保険証としての利用

令和3年3月（予定）から、マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。

また、就職・転職・氏名変更をしても、私学事業団などの保険者に資格取得等の手続きが済んでいれば、医療機関等はオンラインを通して最新の資格情報を確認することができます（このしくみをオンライン資格確認といいます）。このしくみにより、医療機関等の受付で入力等の事務が削減され、待ち時間の短縮などが見込まれています。

現在、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関等のシステム整備を行っており、「5年3月末にはおおむねすべての医療機関等での導入を目指す」とこととされています。

## マイナポータルを活用

将来的には、マイナポータル（行政手続きの検索、オンライン申請やお知らせが受け取り可能な自分専用サイ

ト）で特定健診情報、医療費通知情報、薬剤情報等を確認することができますようになります。

また、医療機関等では、本人同意の下で、医師等が患者の薬剤情報等を閲覧することにより、効率的で適切な診療を受けることができるようになります。

※マイナンバーカードの健康保険証利用は、ICチップの電子証明書を用いて行いますのでマイナンバーは使えません。

### 注意

#### 加入者証等の取り扱いに 変更はありません

3年3月以降も私学事業団が発行する加入者証等（健康保険証）の取り扱いは、従来どおり変わりません。現在の加入者証等が使用できなくなるわけではなく、マイナンバーカードに健康保険証としての機能が新たに追加されます。お手元の加入者証等は、医療機関等で健康保険証として引き続き使用してください。返納する必要はありません。

## 3年3月以降に交付する 加入者証等

現行、加入者とその被扶養者は同じ加入者番号を使用していますが、オンライン資格確認の開始に伴い、個人単位で資格情報等のデータを識別するために、3年3月以降は新たに一人ひとりに2ケタの番号（枝番）を追加します。これにより、3年3月以降に新たに交付する加入者証等（任意継続加入者に交付するものを含みます）には、枝番が表示されます。

ただし、すでに交付済みの枝番が表示されていない加入者証等でも、医療機関等で受診できます。

## マイナポータルを通した 初回登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルを通して初回登録が必要となります。各市区町村には、初回登録の支援窓口が開設されています。

## マイナンバーに関する 問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120（95）0178

平日 9時30分～20時

土・日曜日・祝日 9時30分～17時30分

## 日本国籍を有しない人に対する 脱退一時金制度の見直し

年金部

### ●脱退一時金とは

日本国籍を有しない人に対する厚生年金の脱退一時金は、被保険者期間が6か月以上ある外国人が年金を受けることができないうとき、日本に住所を有しなくなつてから2年以内に請求した場合に支給されるものです。

### ●支給上限年数が見直されます

外国人にかかる在留資格制度の変更や、在留期間にかかる実態の変化等を踏まえ、令和3年4月から支給上限年数が見直されます。新たな上限年数は今後政令で定められますが、3年から5年に引き上げられる予定です。決まり次第、私学共済ホームページでお知らせします。

なお、支給上限年数が引き上げとなる対象は、**3年4月以降の被保険者期間がある人**です。被保険者期間が3年3月以前のみの場合には、従前どおりの支給上限（3年）となります。

※脱退一時金を受給した期間は、厚生年金の被保険者でなかったものとみなされます。将来、再来日して年金の受給資格を満たした場合や、日本国と各国との間で社会保障協定が結ばれて年金の受給権が発生した場合でも、年金の対象期間になりませんので注意してください。

令和元年度 特定健康診査等の実施結果

表1 特定健康診査 (単位：人)

区 分	a 加入者	b 被扶養者等 (注1)	合 計 (a + b)
A 対象者数	310,630	105,422	416,052
B 実施者数	250,873	35,675	286,548
実 施 率 (B/A)	80.8%	33.8%	68.9%
実施率目標	85%	40%	73%
目 標 差	△4.2%	△6.2%	△4.1%

表2 特定保健指導 (単位：人)

区 分	a 加入者	b 被扶養者等 (注1)	合 計 (a + b)	
健診実施者数(注2) A 評価対象者数	250,939	35,683	286,622	
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	24,680 (9.8%)	2,195 (6.2%)	26,875 (9.4%)
	C 積極的支援 (C/A)	21,018 (8.4%)	618 (1.7%)	21,636 (7.5%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,425 (9.8%)	108 (4.9%)	2,533 (9.4%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,685 (8.0%)	32 (5.2%)	1,717 (7.9%)
	終了者数合計 実施率 〈(D+E)/(B+C)〉	4,110 (9.0%)	140 (5.0%)	4,250 (8.8%)
目 標 等	実施率目標	15.0%	15.0%	15.0%
	目 標 差	△6.0%	△10.0%	△6.2%

注1 被扶養者等には、任意継続加入者を含みます。  
注2 健診実施者には、すべての健診は受診できなかったものの階層化(保健指導判定)が可能な対象者も含まれています。

# 令和元年度 特定健康診査等の実施結果 及び結果データ提出のお願い

福祉部 保健課

## 令和元年度の実施結果

令和元年度特定健康診査等の実施結果は、表1、2のとおりとなりました。

### ●特定健康診査実施率

加入者及び被扶養者等の合計  
68・9%  
平成30年度に比べ、1・2ポイント

### ●特定保健指導実施率

加入者及び被扶養者等の合計  
8・8%  
平成30年度に比べ、2・5ポイント  
低下し、目標実施率の15%を6・2ポイント下回りました。

上昇しましたが、目標実施率の73%を4・1ポイント下回りました。

## 特定保健指導対象者への受診勧奨

※実施結果の詳細は、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)福祉事業関係▼私学健康経営支援サイト」に掲載しています。

特定健康診査の結果が提出された加入者・被扶養者等に対して、その人の健康状態に即した健康情報冊子「QUPiO Plus (クピオプラス)」に特定健康診査の結果、特定保健指導が必要な人には「利用券」を同封し、加入者は学校法人等、被扶養者等は自宅

## 令和2年度特定健診等 結果データ提出時のお願い

宛てに送付しています。  
また、手軽に受けられる学校訪問型や会場型の特定保健指導を実施しています。健康づくりにお役立てください。

2年度の健診結果データは随時受け付けていますが、提出期限の直前は非常に受付件数が集中します。このため、健診結果データの登録作業等が集中し、「QUPiO Plus」等の発送が遅延する場合があります。健診結果データは健診終了後、速やかに提出してください。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル形式、CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成していただく、健診データチェック機能を活用することができます。

不備データの解消のために、可能な限り電子データの提出をお願いします。



QUPiO Plus

## 退職時の手続き

—資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業—

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めに手続きが必要となるものがありますので、注意してください。私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕▼退職時の手続き〕にも掲載していますのでご覧ください。

### 資格関係

業務部  
資格課  
掛金課

#### 資格喪失報告書の提出

・加入者が退職した場合は「資格喪失報告書DL」を退職日から10日以内に提出してください。

・退職日の翌日（資格喪失日）から加入者証や加入者被扶養者証は使用できません。「資格喪失報告書DL」に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。紛失等で添付できない場合は「加入者証等返納不能届DL」を提出してください。

・高齢受給者証や限度額適用認定証等が交付されている場合は併せて返納してください。

#### ●年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入者記録票」を学校法人等宛てに送付します。

退職した加入者に必ず渡してください

い。

「年金等給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

※年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなります。月末に退職した場合は退職月まで、月途中で退職した場合は退職月の前月までが加入者期間になります。

#### ●75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書DL」の提出が必要です。後期高齢者医療制度が適用されている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れ、掛金等の対象ではないこともあり、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

#### 任意継続加入を希望するとき

#### ●加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人

ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

#### ●利用できる給付等

・短期給付  
資格喪失後の給付として傷病手当金・出産手当金の要件に該当している場合（9頁を参照）を除き、休業給付は請求できません。

#### ●福祉事業

貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は、国民年金への加入手続きをしてください。

#### ●任意継続加入になれる期間

最長で2年間です。

ただし、75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の対象となるため2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

#### ●任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和3年度は38万円）のうちいずれか少ない額を基準に算出されます。

#### ●任意継続加入の手続き

・「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」を退職日から20日以内に提出してください。

・後日、加入者の届け出住所宛てに「任意継続加入者証（任意継続加入者被扶養者証）」と「任意継続掛金納付通知書」、「任意継続加入者のしおり」、「口座振替依頼書（希望者のみ）」等を送付します。

#### ●任意継続掛金の納付

・納付通知書を受け取ったら直ちに掛金を納付してください。納期限までに納付したことを確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。

・口座振替を選択した場合、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行は確認印が不要です）を受けて私学事業団へ提出してください。

・口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。それまでは、あらかじめ送付した納付通知書により納付してください。

※「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」にある「給付金の受取口座」欄は、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。

#### 短期給付関係

業務部  
短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

※短期給付の請求の効力は2年です。

### 資格喪失後の出産費

#### 支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、資格喪失後6か月以内に出産した場合に次の①又は②のいずれもが、資格喪失後の出産費を受けることができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入した場合、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になった場合は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください。両方は受けられません。

#### 請求手続き

加入者期間中と同様です。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

・「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要があるため、「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書DL」で証明書の発行を依頼してください。

・「受取代理制度」を利用する場合は、出産予定日の2か月前以降に「出産費等申請書（受取代理用）DL」で申請してください。

・私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます。請求手続きは不要です。

### 資格喪失後の出産手当金

#### 支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に出産手当金を受けていた場合

②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしながら給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった場合

ただし、在職中に休業（欠勤）せず勤務していた場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されません。

#### 支給期間

出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

#### 請求手続き

加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

### 資格喪失後の傷病手当金

#### 支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に傷病手当金を受けており、退職後も労働能力がなく療養している状態が継続している場合

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしながら、傷病手当金の基本額以上の報酬が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった場合

③退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

#### 請求手続き

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

・支給の要件②の場合、初回は必ず学校法人等を通して請求してください。

#### 支給対象外

・雇用保険の基本手当を受けるために求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。

・障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

#### 資格喪失後の埋葬料

加入者が退職後3か月以内に死亡した場合

#### 支給の要件

加入者が退職後3か月以内に死亡した場合

#### 請求手続き

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

### 年金等給付関係 年金部 年金課

老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除きます）を受け取るためには、次の受給要件①～③のすべてを満たしていることが必要です。

#### 受給要件

①生年月日に応じて左表の年齢に達していること

表 支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日 ～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

②公的年金制度の保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年（※）以上あること

※受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

③65歳未満の場合、厚生年金被保険者期間（私学共済・一般厚生年金・公務員共済の加入期間）の合計が1年以上あること（65歳以上の場合、この要件は不要です）

### ●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、本事業団から学校法人等宛てに請求手続きのご案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

・昭和36年4月1日以前生まれの人で支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の厚生年金保険の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生のお3か月前に請求手続きのご案内を送付することになっています。

※外国に居住している人には、請求案内ができませんので、請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡してください。

※年金請求の効力は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので注意してください。

### 老齢・退職の年金の決定

#### 受けている人が退職した場合

すでに本事業団から老齢厚生年金の決定を受けているため、退職による手

続きはありません。  
年金額は資格喪失日から1か月経過後に自動的に改定し、本人宛てに通知します。

### ●繰下げ待機している人

老齢厚生年金を繰下げ待機している人は、退職しても自動的に支給開始にはなりません。

本人が支給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

なお、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に繰下げ請求することになります。

・繰下げ待機していた年金は、繰下げ請求せずに65歳の時点で遡って請求することもできます。この場合、繰下げによる増額はありません。

また、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に65歳時点で遡ることになります。

・繰下げ請求と65歳に遡っての請求は、どちらもワンストップサービスによる手続きの対象です。

・繰下げ請求についてご不明な場合は本事業団にお問い合わせください。

なお、繰下げに関する請求書は私学共済ホームページ（様式用紙のダウンロード）からダウンロードできます。

### ●70歳の「みなし退職」後、

#### 実際に退職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中の支給停止を解除し、本人宛てに通知します。

### 退職年金（新3階年金）の請求

退職年金は平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

### ●受給要件

①引き続き1年以上の加入者期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含まれます）

②65歳以上であること

③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

### ●請求手続き

受給要件①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

※退職時に学校法人等から退職金等が支給されている場合は、退職金等の「源泉徴収票」の写しが必要になることがあります。退職の時点では、前述の①～③のすべてを満たしていない人でも将来の手続きに備えて、

退職金等の「源泉徴収票」を保管するようにご案内ください。

※外国に居住している人には、請求案内ができませんので、受給要件に該当しましたら、本人から本事業団に連絡してください。

### 国民年金への届け出

退職後、自営業、パート又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

### 貯金事業関係 福祉部 保健課

#### 積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）

【必着】までに、学校法人等を通して「積立貯金払戻・解約請求書」を提出してください。解約の手続きをしない場合、資格喪失後は預り金となり、利息は付きません。必ず解約の手続きをしてください。任意継続加入者となる場合でも継続加入はできません。

※預り金の払い戻し請求の効力は10年です。  
※届出印と異なる印鑑を押されているため無効となる請求書が非常に多く見られますので、提出前に必ず印鑑が届出印と相違ないことを確認してください。

※非課税の適用を受けている場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」を併せて提出してください。「非課税貯蓄廃止申告書」には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。

### 積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）【必着】

までに、学校法人等を通して「積立共済年金脱退申出書」、「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）を提出してください。資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。  
**任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。**

※積立共済年金の給付請求の効力は3年です。

●**給付コース選択**

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。  
 ・年金コースを選択した場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることができます。受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

〔例1〕5月から年金で受け取る場合

①2月25日までに「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号申告書類」を提出（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月25日が申し出の締め切りです）  
 ②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

〔例2〕脱退一時金で受け取る場合

①2月25日までに「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号申告書類」

を提出  
 ②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金  
 ※終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

**共済定期保険の脱退**

●**4月から9月までの保障**

3月末日までに退職し、4～9月までの保障を希望しないときは、3月末日までに学校法人等を通して「退職脱退申出書」を提出してください。

なお、納付済み前期分保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までは保障の対象となり、保険料は返金しません。

●**10月からの保障**

次の場合は加入者の資格を喪失しても10月以降の保障が継続します。  
 1 任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。任意継続加入期間中は自動継続となります。  
 2 3年3月末までに退職等又は任意継続の脱退となる場合は、次の①②の条件をすべて満たすと自動継続となります。

①責任開始期（3年4月1日）において保険年齢が50歳以上（昭和46年10月1日以前生まれ）  
 ②1年以上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）

※家族年金コース及び医療保障コース

は、6月下旬に配当金を送付する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座を変更する場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月9日までに提出してください。  
 ※2年以上加入している人は、退職後も引き続き「退職後保障プラン」に加入できますので、希望される人は共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

※共済定期保険の給付請求の効力は3年です。

●**問い合わせ先**

☎0120（716）267  
 平日 9時～17時15分

**教職員生涯福祉財団のアイリスプラン**

●**問い合わせ先**

☎0120（844）022  
 平日 9時～17時15分

**貸付事業関係 福祉部 貸付課**

貸付けを利用している加入者が退職する場合は、貸付金残額の全部を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人等宛てに即時償還の通知を送付します。

事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全額任意償還することもできます。詳しくは、私学共済ホームページ

〔福祉事業〕➤加入者貸付 貸付金を返す  
 ▼貸付金の償還方法〕を参照してください。

●**任意償還の手続き**

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

●**即時償還の手続き**

任意償還の申し出をしなくても、資格喪失処理後自動的に即時償還となりますが、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還ともに退職後に学校法人等が払い込んでください。

学校法人等から退職金等が支給される場合は、住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除してください。退職金等が支給されないと、きや退職金等の支給額で償還額的全額を充当できない場合は、退職時に加入者から償還金（定期償還金と即時償還金の合計）を学校法人等が預かってください。

※3月31日退職者の手続きは、12頁を参照してください。

3月31日退職者の手続き

	提出書類		最終定期償還月(注1)	償還期限日(注2)	経過利息(注3)
	届書等名	提出時期			
在職中の任意償還	貸付金任意償還・団信制度脱退申出DL	3月15日(注4)	3月	4月1日	なし
即時償還	① 事前受付の資格喪失報告書によるもの	資格喪失報告書DL	3月上旬(注5)	5月1日	1か月分
				5月30日(注6)	2か月分
	② 退職後の資格喪失報告書によるもの	資格喪失報告書DL	4月上旬	5月1日	なし
				6月1日	1か月分
			6月13日(注6)	2か月分	

- ①資格喪失報告書を3月上旬に提出し、4月1日に即時償還通知書が交付される場合
- ②退職後に資格喪失報告書を提出し、4月15日に即時償還通知書が交付される場合

- 注1 住宅貸付の団信制度に加入している場合は、最終定期償還月まで適用され、保険料充当金の支払いも必要です。
- 注2 払込期限日は貸付日の応当日の前日ですが、土・日曜日又は休日の場合は直後の平日に繰り下がります(上の表は2日貸付の場合の例です)。
- 注3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息(現在の年利1.26%)÷12月×利息〇か月分」(円未満切上げ)です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月又は7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
- 注4 任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜日又は休日の場合は直前の平日に繰り上がります。
- 注5 最終の定期償還月が3月となる場合の提出時期です。即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
- 注6 即時償還の最終の払込期限日(償還期限日)を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます(償還通知書の交付日から60日後が最終の償還期限です)。

共済業務

口座振替・口座送金にご協力ください

財務部 経理第二課

掛金等や貸付金の定期償還金の納付には、事務負担の軽減にも役立つ指定預金口座からの自動引き落としが大変便利です。掛金等や貸付金の定期償還金を払込取扱票(払込通知票)により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出することで指定預金口座からの自動引き落としが可能です。ぜひ活用してください(用紙の請求は下段参照)。

また、ゆうちょ銀行の払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書DL」を提出して開設している金融機関の指定預金口座への送金に変更をお願いします。

「退職者向けリーフレットの」の送付

広報相談センター 広報班

「退職者向けリーフレット」を本誌に同封しています。退職を予定している加入者への説明等に活用してください。

リーフレットは、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼事務担当者の基礎知識」及び「加入者用ページ」▼私学共済制度の概要等」にも掲載しています。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」から内容(分類)別又は用紙名(五十音順)で検索し、ダウンロードすることができます。また、一部のダウンロードできない用紙は、掲載しているFAX請求用フォーム又は任意の用紙に①学校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名(様式番号は不要) ⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。

なお、様式用紙等は変更となる場合がありますので、ご利用の都度、必要枚数を請求してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX
札幌ガーデンパレス	011(222)6311
仙台ガーデンパレス	022(299)6296
名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(713)3581
広報相談センター相談班	03(3813)1081

## 令和2年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します

業務部 短期給付課

私学事業団では、年一回、かかった医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。これは、加入者に健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高めていただき、医療費の適正化を図ることを目的としたものです。「医療費のお知らせ」は、確定申告の手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として、使用できるようになっていきます。

令和3年2月上旬に学校法人等（任意継続加入者は届け出住所宛て）に送付しますので、対象者への配付をお願いします。

**送付対象者**  
元年11月～2年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、2年12月22日（対象者の抽出日）現在で加入者又は被扶養者である人（任意継続加入者を含みます）

**送付先等**  
「医療費のお知らせ」は加入者と被扶養者分を併せて作成しています。

**加入者**  
親展扱いにして所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

**任意継続加入者**  
親展扱いで届け出住所宛てに送付します。

**資格喪失者**  
2年12月22日（対象者の抽出日）前に退職した加入者の「医療費のお知らせ」は、本人からの申し出により資格喪失者へ送付しますので、左記の問い合わせ先を案内してください。

### 問い合わせ先

「医療費のお知らせ」コールセンター  
☎0120(222)085

**開設期間**  
3年2月2日～3月31日  
月～金曜日（祝日を除きます）  
9時15分～17時15分

### 確定申告に利用する際の留意点

- 「医療費のお知らせ」（原本）は、確定申告の「医療費控除の明細書」として使用できます。紛失しないよう注意してください。
- 対象者にのみ通知します（すべての人に通知されるものではありません）。
- 「医療費のお知らせ」は2年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（元年11月～2年10月診療分）を基に作成しています。2年11・12月診療分の医療費は記載されていませんので、当該診療分は、領収書を使用して申告してください。
- 市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されている金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の手続きをする際には、領収書を使用して実際に負担した額に訂正して申告してください。
- 「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれていませんので、「給付金等決定・送金通知書」を参考に申告してください。
- 療養費・柔道整復施設療養費・はり・きゅう・マッサージ等の療養費・治療用器具の療養費等は「医療費のお知らせ」に含まれていませんので、領収書を使用して申告してください。
- 医療機関等による診療報酬明細書の遅れにより「医療費のお知らせ」へ反映できなかった場合は、領収書を使用して申告してください。
- 医療費の増加原因の一つである、医療機関等への重複受診や頻回受診が疑われる場合には、今後、医療費の調査が入ることがあります。
- 私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」も併せて確認してください。
- 確定申告（医療費控除）の手続き**に関しては、国税庁のホームページ等で確認していただくか、お近くの税務署へお問い合わせください。

## 共済業務

## お近くの共済業務課をご利用ください

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付時間 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）  
**9：00～17：15**

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651
	共済事業本部（代表）	☎03(3813)5321

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

## 共済業務

## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 確定申告用の書類を送付します

## 1 住宅貸付の借受者

令和2年に住宅貸付を借り受けた人や、令和2年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※令和元年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として、令和2年10月14日に学校法人等宛てに発送しました。また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。【福祉部 貸付課】

## 2 任意継続加入者

2年10月19日までに任意継続掛金の納付が確認された人には、「令和2年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に発送しました。10月20日以降に初めて掛金の納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。【業務部 掛金課】

## 3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第69号に同封して1月中旬に送付します。

なお、在職中などで2年中に年金の支払いがなかった人には送付しません。【年金部 年金第二課】

住宅貸付の申し込みの際には  
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安定した生活を図るために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を  
送付します

令和2年7～12月に学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

貸付けの申込締め切り日に  
ご注意ください

令和3年2月22日(月)送金分は3年1月29日(金)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。【福祉部 貸付課】

## 加入者向広報「レター」冬号等の発送

加入者向広報「レター」冬号を1月下旬から学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は12月末現在の加入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。【広報相談センター 広報班】

## 1 月の共済業務スケジュール

4日(月)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(水)	貸付 12月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(木)	掛金等 12月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 2月22日送金申し込み締め切り
31日(日)	特健 特定健康診査の健診結果データ提出期限(第2回目)

## 2 月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 12月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 1月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見等をお待ちしています。

### 【企画室】

☎03(3230)7809~7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 令和2年度私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナー(大阪会場)の中止のご案内

令和2年度月報私学7月号でご案内しておりました「令和2年度私学リーダーズセミナー」(令和3年1月29日開催予定)および「令和2年度私学スタッフセミナー(大阪会場)」(令和2年12月9日~11日開催予定)につきましては、今般の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、参加者及び関係者の健康と感染症の拡大防止を第一に考慮した結果、中止することといたしました。

参加を希望されていた皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7849~7851

Eメール center@shigaku.go.jp



## 「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

私学事業団では、「若手・女性研究者奨励金」への寄付金募集に取り組んでいます。

「若手・女性研究者奨励金」は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者が自ら取り組む研究について、未来を担う多様な人材を育成する観点から、これまでの研究実績等を問わず、ユニークでチャレンジングな研究を重点的に支援することを目的としています。

令和2年度は若手研究者31名、女性研究者31名に対し研究奨励金を配付しました。

本奨励金は、寄付金を財源としており、趣旨にご賛同いただける皆様からのご寄付をお願いしています。

また、募金の一環として、売り上げの一部が本奨励金への寄付となる「寄付金付き自動販売機」の設置につきましても皆様のご協力をお願いしています。

私立大学等が取り組む多様で特色ある教育研究の発展に資するため、「若手・女性研究者奨励金」に対する皆様からのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

※本奨励金及び寄付金付き自動販売機の詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶若手・女性研究者奨励金〕に掲載していますので、ぜひご覧ください。



～その1本が未来をつくる～

### 【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内



加入者の予約は公式ホームページからの予約が断然お得です！

### 軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311  
JR「軽井沢」駅から、しなの鉄道「中軽井沢」駅南口から徒歩10分

#### ウィンタープラン

冬の軽井沢の夜は、艶やかなイルミネーションが街を彩ります。ウィンターレジャーとともに楽しみください。

1泊2食(2名1室/1名様) **9,100円**

取扱期間：令和3年2月28日まで  
※1名1室でご利用の場合は、1泊につき500円の割り増しとなります。



軽井沢 スキー場

### 葉山 相洋閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300  
JR「逗子」駅前バスターミナル②番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

#### 期間限定 冬のお得な宿泊プラン

澄み切った空気の中、葉山では富士山が相模湾に美しく浮かんで見えます。葉山でゆっくり癒される旅はいかがですか。

1泊2食(2名1室/1名様) **9,000円**

取扱期間：令和3年1月12日～3月18日  
※1名1室でご利用の場合は、1泊につき1,000円の割り増しとなります。



相模湾から望む冬の富士山

## 融資事業のご案内

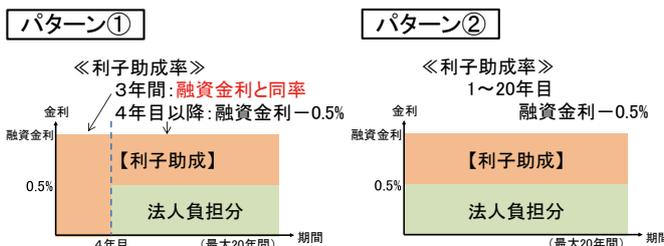
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。  
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■ 主な事業と融資金利（令和2年12月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.307	年% 0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.407	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.307	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。  
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868  
Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)